

○金融庁告示第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の二第一項第二号及び同条第二項第二号の規定に基づく信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件（平成十八年金融庁告示第三十九号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の三第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証をそれぞれ次のように定める。</p> <p>第二条 府令第一条の三第二項第二号に規定する信用協同組合連合会が行うことができる法第九条の九第六項第二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（第四号から第十号まで及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p>	<p>中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の二第一項第二号及び同条第二項第二号の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>第二条 府令第一条の三第二項第二号に規定する信用協同組合連合会が行うことができる法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（第四号から第十号まで及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p>